

# 令和4年度機動調査に係るフォローアップ調査の結果 【筑波大学】

令和7年3月25日  
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

## 1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定めるフォローアップ調査は、履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の管理条件（改善事項）の履行状況を把握することを目的として実施するものである。

フォローアップ調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節に定める調査及び措置に関する要項のほか、令和4年度機動調査に係るフォローアップ調査の実施方針に基づき実施した。

## 2. 調査対象・内容等

### 【調査対象】

○令和4年度機動調査の結果、管理条件を付与された筑波大学

### 【調査内容】

○機関に付与した管理条件（改善事項）の履行状況について確認した。

### 【調査体制・方法】

○「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、所要の調査審議を実施した。

○機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」及び「面接調査」を実施した。

## 3. 調査経過

|              |                   |                       |
|--------------|-------------------|-----------------------|
| 令和5年 3月 9日   | 有識者会議             | フォローアップ調査の実施方針の審議・決定  |
| 令和5年 3月 20日  | 管理条件の付与通知         | フォローアップ調査開始           |
| 令和5年 4月 27日  | 大学から履行計画の提出       |                       |
| 令和5年 6月 30日  | 進捗状況報告1回目         |                       |
| 令和5年 9月 29日  | 進捗状況報告2回目         |                       |
| 令和5年 12月 22日 | 進捗状況報告3回目         |                       |
| 令和6年 2月 29日  | 面接調査の実施           |                       |
| 令和6年 3月 19日  | フォローアップ調査報告書の提出   |                       |
| 令和6年 3月 25日  | 有識者会議             | 履行状況を審議した結果、履行期限の延長決定 |
| 令和6年 4月 4日   | 管理条件の履行期限延長について通知 |                       |
| 令和6年 4月 25日  | 大学から令和6年度の履行計画の提出 |                       |
| 令和7年 3月 10日  | 面接調査の実施           |                       |
| 令和7年 3月 19日  | フォローアップ調査報告書の提出   |                       |

#### 4. 調査結果の総合所見

- 令和4年度機動調査結果に基づき、筑波大学に対し、「不正発生要因の分析、リスクマネジメントを踏まえた不正防止計画への反映」、「最高管理責任者と内部監査部門及び監事との連携強化ならびに組織的牽制機能の充実」及び「好事例を含む内部監査報告書の学内共有やコンプライアンス教育、啓発活動等の的確な実施」を改善事項とし、その履行期限を令和6年3月19日とする管理条件（改善事項）を付与した。
- 本管理条件に関し、筑波大学に対し履行計画及び四半期ごとに進捗状況報告の提出を求めるとともに、有識者会議において令和5年度に書面調査及び面接調査を実施したところ、改善事項の履行について一定の進展が見られたが、一部の項目については、取組の実効性や継続性を担保する観点から、内容の見直しや一層の充実を図ることが必要と考えられたため、その履行期限を令和7年3月19日まで延長することとした。
- 上記に基づき延長された管理条件に関し、筑波大学より提出された令和6年度の履行計画及び当該履行計画の実施状況報告に基づき書面調査及び面接調査を実施したところ、改善事項が着実に履行されていることを把握した。
- したがって、筑波大学に付与した管理条件（改善事項）を解除し、フォローアップ調査を終了する。
- 詳細な調査結果は別紙のとおり。

#### 5. 今後の取組

- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。

## 令和4年度機動調査に係るフォローアップ調査結果

|       |      |
|-------|------|
| 機 関 名 | 筑波大学 |
|-------|------|

## 【総合所見】

本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って適切に履行に取り組み、改善事項について履行されていることを把握した。

したがって、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。

今後も、各種の取組みを確実に継続することにより、「不正を起こさない組織風土の形成」のため「教職員の意識改革」を進めることが求められる。

## 【機関に付与した管理条件】

改善事項：

- 令和3年5月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を引き続き実施することを含め、次の事項を確実に実施すること。
  - ・ 筑波大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。
  - ・ 最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
  - ・ 好事例を含む内部監査報告書の学内共有やコンプライアンス教育、啓発活動等の実施に当たっては、構成員の職種等に応じて内容の理解度を的確に把握した上で取り組むこと。
  - ・ 再発防止策には、具体的な数値指標を設け取り組むこと。

※ 履行期限の延長に当たって特に取組内容の見直しや一層の充実を図ることが必要とした箇所については、次頁以降の「管理条件（改善状況）に係る実施状況」において網掛けとしている。

履行期限：令和7年3月19日（延長前の履行期限：令和6年3月19日）

【管理条件（改善事項）に係る実施状況】

・筑波大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。

① 内部監査報告書に関するモニタリング結果の報告

令和4年度内部監査に基づき、監査室長は「教育研究費不正防止の取組状況及び浸透状況のモニタリング結果に基づく報告」を統括管理責任者に対して行った。また、令和5年6月23日開催の教育研究費の不正防止対策推進委員会において、本件の報告を行うとともに、意見交換を実施したことを確認した。

② 部局における教育研究費不正防止計画の実施状況の確認・報告

令和5年度分の会計業務等に関する監査を5月から1月までの間に計31部局、公的研究費に関する監査を6月から8月にかけて計10部局を対象として実施したことを確認した。

③ e-learning システムによる研修結果の活用

令和5年4月から6月にかけて、全教職員を対象としたコンプライアンス教育研修、確認テスト及び誓約書の提出を実施し、受講率及びテストの正答率ともに100%を達成したことを確認した。

また、年度途中の新規採用者に対するコンプライアンス教育の受講についても徹底し、対象者の受講率については6月以降毎月100%を維持したことを確認した。

なお、確認テストの回答分析を実施した結果、正答率が低かった設問に関する事務手続き上の留意事項をまとめた学内通知を作成したことを確認している。しかし、令和5年度に実施したフォローアップ調査においては、年度当初の履行計画に記載されているように「コンプライアンス教育及び啓発活動等にフィードバック」するに至るまでの対応が取られ、学内での周知等含めて実効的かつ継続的な取組となっているかどうかという点に関しては、令和6年度も引き続き確認していく必要があるとの結果に至った。

この点については、令和6年度において、令和5年度に実施した確認テストの結果を分析し、理解が不足していた分野を中心に問題数を増やすなど令和6年度確認テストに反映させたことを確認した。これに加えて、令和6年度の確認テストにおいて、設問別、職種別、役職別などの分析やクロス集計ができるよう改善し、当該集計結果を各部局責任者に通知することにより、各部局の実情に応じた研修や啓発活動が実施されていることを確認した。

④ アンケートの実施

意識調査のためのアンケートを令和5年度内に2度実施したことを確認した。

1回目は、4月から6月にかけて実施し、回答率は81.5%、2回目については、12月に実施し、回答率は83.07%であり、いずれも、実施後には集計と分析を行い、回答状況が芳しくない設問に関しては、学内ポータルサイトや注意喚起のためのポスター、リーフレットを用いた周知対応が取られた旨の報告を受けている。

しかし、令和5年度に実施したフォローアップ調査においては、数百人単位での未回答者がいる中での分析により、組織内の現状把握と防止効果の検証が十分に行われているかという点に疑義が残った。特に、筑波大学と同程度の規模を有する機関における過去の取組状況と比較しても、十分な対応が取られているとは言い難く、この点に関しては令和6年度も引き続き確認していく必要があるとの結論に至った。

この点については、令和6年度からアンケートの形式を「記名・必須」とするなどにより対象者全員から回答を提出させることで、組織内における理解度や意識などの現状を把握していることを確認した。

また、当該アンケートの結果から意識が不足しているとされた教職員に対して、部局において個別にコンプライアンス教育教材や啓発活動資料の該当箇所を示すなどの指導を実施し、その結果を大学本部に報告する体制を構築していることを確認した。

#### ⑤ 各種の意見聴取に係る対応窓口の明確化

教育研究費等に関する各種の意見聴取に係る対応窓口を明確化するため、令和5年5月に学内教職員専用サイトに問い合わせ先情報に係る掲載を行ったことを確認した。

5月に本件周知を開始して以後、全学で53件の問い合わせが寄せられたことを受けて、それらの取りまとめを行い、FAQの形で12月に教職員専用サイトに掲載したことを確認した。

#### ⑥ 上記の内容を踏まえた不正防止対策のPDCAサイクル確立

以上の取組において抽出された不正発生要因や内部監査の結果及び意識調査のためのアンケートの分析結果等を反映させた形で、令和6年3月に、再度、不正防止計画の改定が行われたことを確認した。

一方で、令和5年度に実施したフォローアップ調査においては、コンプライアンス教育研修（前頁③）、意識調査のためのアンケート（同④）、再発防止策としての短期雇用者に係る勤務状況管理（本頁⑨・次頁⑭）及び部局責任者による啓発活動（次頁⑭）に述べた通り、取組状況や効果検証に改善を要する点が確認されたことから、これらの点をPDCAサイクルに取り込むとともに、必要に応じ再度、不正防止計画の改定を検討する必要があるとの結論に至った。

この点について、令和5年度に実施した確認テストの結果を分析し、理解が不足していた分野を中心に問題数を増やすなど令和6年度確認テストに反映させるとともに、令和6年度理解度テストの実施に当たっては、設問別、職種別、役職別などの分析やクロス集計ができるよう改善し、その分析結果を部局等で実施するコンプライアンス教育や啓発活動に反映させていることを確認した。

また、研究費の適正な運営・管理に資するための学内チェック機能の強化や短期雇用者の勤務状況管理に係る取組みの実施を踏まえ、不正防止計画の改定を予定しているとの報告を受けた。

- ・最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。

#### ⑦ 学長、監査室及び監事との協議会等の開催

令和5年5月、10月及び令和6年2月にそれぞれ、学長、監査室及び監事との意見交換・協議会を開催し、研究費の内部監査における課題や内部牽制機能強化に関して、監事からの提案や意見交換が行われたことを確認した。

#### ⑧ 内部監査によるフォローアップ強化

令和5年5月から令和6年1月にかけて実施した内部監査の際に、前年度及びそれ以前からの内部監査で指摘を受けた事項に関するフォローアップを行い、改善が認められたとの報告を受けた。

#### ⑨ 再発防止策の継続実施（不正事案の再発防止策への対応）

筑波大学で発生した不正事案を受けて設定した再発防止策のうち、短期雇用者の勤務状況と換金性の高い物品の現物確認については、令和5年度も引き続き調査を実施した。

短期雇用者の勤務状況については、6月から1月にかけて、4部局において抜き打ちで調査を実施したところ、大学が定める勤務開始時の押印や勤務時間管理員による確認に手続き漏れが発生していたことを受け、説明会の開催や通知発出による周知を行う等、改善に向けた取組を進めた。しかしながら、令和5年度に実施したフォローアップ調査において、これらの対応以後に実施した抜

き打ち調査においても依然として改善が見られない部局があった旨の報告を受けている。このことを踏まえれば、説明会や周知の取り組みが効果的であったとはいえず、不正事案の再発防止策として十分な対応が取られているとは考えにくいことから、引き続き本件に係る対応状況の確認を行っていく必要があるとの結論に至った。

この点について、令和7年2月から短期雇用者の出退勤管理システムを全学的に導入しており、短期雇用者の勤務実績を日ごとに勤務時間管理員が確認できる体制が構築されていることを確認した。

また、換金性の高い物品の現物確認として、5月から12月にかけて実施した会計業務等に関する内部監査において管理状況等の確認を実施し、該当する全件について適正に管理されていたことを確認した。

・ 好事例を含む内部監査報告書の学内共有やコンプライアンス教育、啓発活動等の実施に当たっては、構成員の職種等に応じて内容の理解度を的確に把握した上で取り組むこと。

⑩ 不正防止対策のPDCAサイクル確立【再掲】

上記⑥を参照。

⑪ 全教職員を対象とした研修の実施【再掲】

上記③を参照。

⑫ 学長のリーダーシップによる啓発活動の実施

令和5年4月開催の教育研究評議会において、最高管理責任者が全部局長に対して、先頭に立って不正防止に取り組むこと、本学において発生した令和4年度の研究費不正使用事案のようなことが二度と起こらないよう、部局責任者の責務として不正防止対策及び啓発活動を実施する旨の指導を行ったことを確認した。

また、10月には大学ホームページ上に「教育研究費の不正使用撲滅に向けた学長メッセージ」を掲載したことを確認した。

⑬ 部局責任者及び副責任者を対象とした研修の実施

統括管理責任者による全部局の責任者及び副責任者を対象とした研修会を新たに開催し、研究費の不正使用ゼロに向けて両責任者が各部局においてどのような指導を行うか、また、啓発活動実施の重要性について直接説明を行い、教育研究費の不正防止に向けたコンプライアンスへの意識の醸成を図ったことを確認した。

⑭ 部局責任者による啓発活動の実施

上記⑬の研修会の中で周知が行われた各部局における啓発活動について、本部は、全ての部局から、四半期ごとの実施状況報告を受けていることを確認した。

しかし、令和5年度のフォローアップ調査において、実施単位となる部局が最大80に及ぶ中、1人の教職員が実施単位の異なる啓発活動を複数回受講する形となっている点や、本部における実施報告の取りまとめとそれらに対する内容分析・フィードバックが適切な形で行われていない点が確認されている。このことを踏まえると、一連の取組が実効性のあるものになっているとはいえず、実施単位やその内容、本部における実施状況確認の点を中心とした見直しを行うとともに、その取組状況については、令和6年度も引き続き確認していくことが必要との結論に至った。

この点について、令和6年度に実施単位の見直しを行い、最大80あった実施単位を17に集約した体制の下、部局責任者に対する研修の実施や、防止計画推進部署において各部局における啓発活

動の実施状況を確認し、フィードバックが行われていることを確認した。

⑮ 全教職員を対象とした研修の実施（不正事案の再発防止策への対応）

上記③を参照。

⑯ 内部監査報告書の内容を踏まえた教育研究費の不正防止の周知徹底

令和5年5月に、令和4年度内部監査報告書の指摘事項を踏まえ、特に繰り返し指摘を受けている事例の中から、出張手続きに関する事項、納品検収に関する事項、附属学校における預り金（洗替）に関する事項について、適正な処理方法を全部局責任者あてに通知を行ったことを確認した。

また、8月には、研究費等の執行管理に係る内部牽制の強化の観点から、それまでの指摘事項やコンプライアンス教育時の理解度テストの結果を踏まえ、研究費等を適正に執行するためのチェックポイントを記載した「研究費等の適正な執行について」の通知による周知を行ったことを確認した。

⑰ 学生を対象とした研修の実施（不正事案の再発防止策への対応）

筑波大学で発生した不正事案においては、学生も当該事案に巻き込まれる形となったことから、再発防止策の一環として学生向けの研修実施を進めており、令和5年4月には、各部局において、給与、謝金、旅費等の手続きに直接関係する学生に対するコンプライアンス教材として、会計ルールリーフレットの配布を行うとともに、学生全員が必ず確認することが義務付けられている学生WEB掲示板にもポスターの掲示を行ったことを確認した。

この他、短期雇用の学生を対象としたe-learning研修を任用手続き時に実施し、4月から令和6年2月までの間、毎月400名から1200名程度が受講したことを確認した。しかし、令和5年度フォローアップ調査において、本件研修の効果として、上記⑨で言及した直近の不正事案の発生要因となっている短期雇用者の適正な勤務管理の周知・改善に努めるものとなっていたのかどうかについて疑義が残り、この点に関して引き続き確認を行っていく必要があるとの結論に至った。

この点について、令和7年2月から短期雇用者の出退勤管理システムを全学的に導入しており、短期雇用者の勤務実績を日ごとに勤務時間管理員が確認できる体制が構築されていることを確認した。

⑱ 不正防止対策の実施状況等の学内共有

四半期ごとに弊省宛に提出されたフォローアップ調査報告書の内容に関しては、提出後の令和5年7月、10月、令和6年2月に開催された3回の運営会議において情報共有が図られたほか、学長メッセージ（上記⑫参照）や啓発資料のポスター類についても、同会議の中で随時情報共有が行われていたことを確認した。

⑲ その他

上記の取組に加えて、新規採用職員や新任教員向け研修における啓発活動の実施や、予算執行手続き上の遅れ等が発生した教員に対する研修の追加実施、統括管理責任者と系長との個別意見交換会の実施及び予算の計画的執行に係る制度設（緊急借入金制度）の新設等の取組が行われたことについて確認した。

・再発防止策には、具体的な数値指標を設け取り組むこと。

上記①～⑲中の下線箇所について、予め数値目標を設定した上で、取組を行ったことを確認した。